

公共工事の入札・契約制度のあり方については、いつの時代も大きな問題となってきた。近年は指名競争入札が廃され、一般競争入札が主流となっている。この背景には、公共工事において入札談合が多発したことがある。指名競争入札は入札参加者が限定され、指名業者間で談合が容易に行われるとの指摘もあり、公共工事の各発注者は不特定多数を入札参加者とする一般競争入札の導入・拡大を図ってきている。

また、落札者の決定方法については、従来は価格による競争

によって判断してきたが、近年は価格に加えて技術力を評価する総合評価方式を採用する例が多くなってきた。技術力を評価することによってダンピング（過度な安値受注）を排除し、公共工事の品質確保が図られるものと考えられている。

建設論評

労働者確保競争の 始まり

しかしながら、減少しているとはいえず、年間の公共事業費は18兆円程度あり、すべての工事を総合評価方式で発注することは、工事規模や難易度、発注者の技術力などの面から実態に即した方法とはいえず、発注コストの面から見ても問題が多い。

このような議論は、あくまでも公共工事の入札・契約制度における受注者決定の問題でしかない。最近の建設企業を取り巻く状況を考えると、これからは建設企業の競争という意味で、もつ少し広がりをもった考え方が必要になってきていると思われる。

例えば、建設生産に必要不可欠な労働者の確保の問題である。建設業が他産業に比べてそれ程魅力ある産業ではなくなっている。このことは何を意味しているのかといえば、若い優秀な労働者が他産業に流れ、建設業に参入してこなくなり、現場労働者の確保が難しくなるということである。

今後、このような状態が続くことになれば、建設生産が停滞を余儀なくされる事態も考えなければならぬ。総合評価方式によって工事を受注したとしても、労働者が確保できなければ工事は進められない。これは、労働者が確保できなければ工事を受注できないという新たな競争環境が出現することを意味している。

これまでも「建設業を魅力ある産業に」という掛け声は上が

実際に現場の労働者を使うのは下請企業ではあるが、元請企業が本腰を入れて労働力の確保策を考えていかなければ、いずれ元請企業の存立も危なくなるだろう。下請企業や現場労働者が仕事をしたがるような魅力のある元請企業になっていかなければ、建設企業として生き残れないような、労働者確保競争の時代が到来することも考えておかねばならない。（阪）